

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月18日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第14-18号**

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14-9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（部分休業をすることができない非常勤職員）</p> <p><b>第3条</b> 育児休業条例第25条第2号の勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>1週間の勤務日数が3日に満たない非常勤職員又は1年間の勤務日数が121日に満たない非常勤職員</u>とする。</p>	<p>（部分休業をすることができない非常勤職員）</p> <p><b>第3条</b> 育児休業条例第25条第2号の勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>1週間の勤務日数が3日に満たない、又は1年間の勤務日数が121日に満たない非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>1日の勤務時間が6時間20分に満たない非常勤職員</u></p>

**附 則**

この規則は、令和7年10月1日から施行する。